

新型コロナウイルス「緊急事態宣言」に伴う
営業日短縮のお知らせ

令和2年4月8日
東京建設従業員組合
書記長 田屋洋人

日頃より組合活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大による、国からの「緊急事態宣言に伴う感染拡大防止への要請」に基づき、ご来所される組合員の皆様ならびに当組合職員への感染リスク低減を目的として、当面の間（緊急事態宣言の期間）、営業日の短縮措置を取ることといたします。

また、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、組合事務所へのご来所は極力控えていただき、お電話・メール等での対応にご協力をお願いいたします。

組合員の皆様には大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

記

【営業日】月曜・水曜・金曜 9時～17時

※なお、火曜、木曜については在宅勤務となっておりますので、
お急ぎの方は、次の電話番号へご連絡ください。

◎健康保険、厚生年金に関するお問い合わせは、
080-3354-3191

◎労災保険、雇用保険、建設業許可に関するお問い合わせは
080-3000-3192

◎その他のお問い合わせは
080-3555-3193

以上